

○龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付要綱

平成4年11月2日

告示第39号

(目的)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務を実施することに関し必要な事項を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下同じ。）

(貸付けの対象となる事業)

第3条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、茨城県が実施する地域総合整備資金の貸付けの対象となる事業及び次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付けの対象から除外する。

- (1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 貸付対象事業一件当たりの貸付額は、100万円以上とし、25億円を限度とする。

2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の50パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント)未満とする。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業及び同法第36条の2第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「25億円」とあるのは「30億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

5 一件当たりの貸付額の算定の際、100万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 市長は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

2 前項に規定する保証人は、市長に保証書を提出するものとする。

(貸付の方法)

第11条 貸付は、証書貸付の方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 借入人が第3条第1項に規定する地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付の目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

- (5) 借入人が支払を停止したとき、又は借入人に関して破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 借入人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (8) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。
- (9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき、又は競売の申立てがあったとき。
- (10) 借入人が解散したとき。
- (11) 保証人が第5号、第6号又は前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。
- (12) 前各号のほか市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（借入申請）

第14条 市から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書（様式第3号）
- (2) 設備投資等及び資金調達計画書（様式第4号）
- (3) 年度別損益・資金収支計画書（様式第5号）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式第6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第15条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、前条の規定により申込みのあった貸付対象事業についての総合的な調査及び検討の上決定するものとする。

2 前項に規定する総合的な調査及び検討は、財団に依頼するものとする。

る。

(貸付決定の通知等)

第16条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書(様式第7号)により通知し、貸付けを行わないことを決定した申込者に対しては、その旨を通知するものとする。

(事業計画書等の変更)

第17条 前条の規定による貸付けの決定を受けた者(以下「借入決定者」という。)は、貸付決定後、申請書に添付した事業計画書又は資金計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し)

第18条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 第16条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付契約等)

第19条 貸付金の交付に当たり、借入決定者は、市長と金銭消費貸借契約証書(様式第8号)による契約を締結しなければならない。

2 貸付金の交付は、前項の規定による金銭消費貸借契約締結の後、地域総合整備資金に係る貸付金(以下「貸付金」という。)を一括して、市長の指定する借入人名義の金融機関口座への振込みの方法により行う。

3 借入決定者は、貸付金を受領したときは、遅滞なく領収書を市長に提出しなければならない。

(貸付金の管理)

第20条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、又は借入人に報告を求めることができる。

(完了報告)

第21条 借入人は、借入申請に係る事業に関する工事を完了し、かつ、それに必要な費用の支払いが完了したときは、その日から起算して1月以内に地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第22条 借入人は、貸付対象事業の管理状況及び当該貸付事業に関する工事に要した費用の金銭の出納状況を記録した帳簿並びにこれを証する一切の書類を整備し、これを貸付金の償還が完了するまで保存しなければならない。

(貸付け等に係る事務の委託)

第23条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

2 前項に規定する委託に際しては、市長は、財団と地域総合整備資金貸付事務委託契約を締結するものとする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成4年11月2日から施行する。

付 則(平成9年12月26日告示第113号)

この告示は、平成10年1月1日から施行する。

付 則(平成11年3月29日告示第28号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年1月20日告示第9号)

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公布の日から平成18年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	6億円	7億円
--------	-----	-----

付 則（平成12年4月18日告示第59号）

（施行日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示の一部改正）

2 龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示（平成12年龍ヶ崎市告示第9号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成12年3月31日」を「平成13年3月31日」に改める。

付 則（平成13年3月30日告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月20日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年9月10日告示第77号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年9月10日告示第78号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年4月15日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年4月15日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年10月20日告示第103号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成26年4月10日告示第93号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年4月16日告示第78号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借りたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業 事業
(事業内容については、別添「事業計画書」のとおり。)
- 3 連帯保証予定者名
法人名 (取扱店名)
- 4 添付資料
 - ① 事業者概要書
 - ② 設備投資等及び資金調達計画書
 - ③ 年度別損益・資金収支計画書
 - ④ 期、 期、 期損益計算書及び貸借対照表
 - ⑤

様式第2号(第14条関係)

事業計画書

年度第 回 年度目案件 貸付団体名 _____

(ふりがな) 貸付対象事業名			
(ふりがな) 民間事業者等名			
貸付対象事業地			
設備の取得等の期間	着工	年 月 日、完成	年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該民間事業者等の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地(開発)面積	m ² (うち賃借面積	m ²)	建物構造
建物延床面積	m ² (うち賃借面積	m ²)	
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

様式第3号(第14条関係)

(単位:百万円)

1 事業者概要書 年度第 回 年度目案件 貸付団体名 _____

(ふりがな) 貸付対象事業名							
(ふりがな) 民間事業者等名		(系列) (上場 証 部、非上場)					
代 表 者 名		(年 生) 略 歴 兼 職					
役 員							
資 本 金 等 従 業 員 数		百万円 名(うち正規 名、臨時 名)				設立年月日 創業年月日	
本 社 所 在 地							
出 資 構 成							
主要事業の概要							
主要仕入先		主要販売先					
部門別 売上高 推移	決 算 期(年/月)	/ 期(比率)		/ 期(比率)		/ 期(比率)	
	1対象事業部門()	(%)		(%)		(%)	
	2	(%)		(%)		(%)	
	3	(%)		(%)		(%)	
	4	(%)		(%)		(%)	
	5	(%)		(%)		(%)	
	そ の 他 共 合 計	(%)		(%)		(%)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
次期見込			(%)				
財務状況 / 期	流 動 資 産 (うち現預金)	()	流 動 負 債 (うち借入金)	()	借入金残高 / 期	借 入	
	固 定 資 産		固 定 負 債 (うち借入金)	()		長 期	短 期
	繰 延 資 産		資 本				
	資 産 合 計		(うち資本金)	()			
特記事項等	減価償却の方法 (定率法、定額法)						

2 設備投資等及び資金調達計画書

年度第 回 年度目案件 貸付団体名 _____

貸付対象事業名		事業者名											
設 備 投 資 等 内	費用区分	支払いベース					耐 用 年 数	備 考					
		所要額	年度	年度	年度	年度							
	貸 付 対 象 事 業 費 用	用地取得費 A											
		設備の取得等											
		計 B											
		人件費					—						
		賃借料					—						
		保険料					—						
	随 用	固定資産税					—						
		支払金利					—						
リース料						—							
計 C					—	C/D*100= %							
計 (B+C) D													
其 他	用地取得費					—							
						—							
	計 E					—							
合計(D+E) F													
資 金 調 達 内	資金区分		調達額	年度	年度	年度	年度	年度	利 率 (%)	貸 付 期 間	据 置 期 間	備 考	
	地域総合整備資金 G								%			(保証料)	
	貸 付 対 象 事 業 費	協 調 融 資							%				
			公的借入金計 H						%	—	—		
		其 他								%			
			民間借入金計 I							%	—	—	
	計(H+I) J							%	G/(G+J)*100= %				
	其 他	借入金計							—	—	—		
		自己資金							—	—	—		
		その他()							—	—	—		
計 K							—	—	—				
合計(G+J+K) L							—	—	—				
其 他	借入金計							—	—	—			
	自己資金							—	—	—			
	その他()							—	—	—			
計 M							—	—	—				
合計(L+M) N							—	—	—				

様式第5号(第14条関係)

3 年度別損益・資金収支計画書 年度第 回 年度目案件 貸付団体名 _____

(単位：百万円)

(1) (年度別損益計画)―1

貸付対象事業名	事業者名
---------	------

年/月	決算期	計												合計	備 考
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
売	上 高	a													
費	用	b													
	原材料費														
	人件費														
	減価償却費	c													
	その他経費														
	営業利益	d=a-b													
	営業外利益	e													
	受取利息・配当金等														
	営業外費用	f													
	支払利息・割引料等														
	経常利益	g=d+e-f													
	法人税等	k													
	当期利益	l=g-k													
	当期利益累計														

(注)1 本件設備投資等実施後(借入発生後)ふるさと融資期間終了までの全期間の損益計画について記載すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。

(3) (年度別資金収支計画)

貸付対象事業名	事業者名
---------	------

年/月	決算期	計 画												合 計	備 考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
収 益 償 還 支 用	利益留保															
	減価却費															
	調達															
	長期借入金返済															
	本件借入金															
そ の 他 支 用	その他															
	社債償還															
	設備更新投資															
	その他															
	連用計															
差 引 過 不 足	差引過不足 a															
	増資															
	社債発行															
	長期借入金															
	本件計画分															
そ の 他 収 入	その他															
	計															
	設備投資															
	本件計画分															
	その他															
差 引 過 不 足	計															
	その他															
	差引総合過不足 a+b-c															

(注)1 本件設備投資等実施後(借入発生後)ふるさと融資期間終了までの全期間の資金収支計画について記載すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。
 3 収益償還収支欄の本件借入金及びその他収支欄の本件計画分については、ふるさと融資を含めた本件設備投資等の総額につき記入すること。

様式第6号(第14条関係)

龍ヶ崎市長殿

住 所
連帯保証予定者 名 称
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

が実施する

事業についての当 の意見は別紙

のとおりです。

なお に対する債権保全のために、貴龍ヶ崎市に損失補償を要求すること
はありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

連帯保証予定者(名称)	
連帯保証対象事業名	
民間事業者等(名称)	

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 設備投資等の妥当性	
3 収支計画及び収益性	
4 事業の将来性	
5 当の事業者に対する支援方針	
6 所見	

様式第7号(第16条関係)

年 月 日 号

(貸付対象者) 殿

龍ヶ崎市長

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあつた標記資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業 事業
- 3 貸付年度 年度
- 4 連帯保証者 住 所
法人名

様式第8号(第19条関係)

(表面)

正 本
印 紙

金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

龍ヶ崎市(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)に対し、龍ヶ崎市地域総合整備資金として、後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲はその正本を、乙はその副本をそれぞれ保有する。

年 月 日

茨城県龍ヶ崎市3710番地

甲

龍ヶ崎市長

印

乙

印

要 項

金 額	金 円
使 途	年 月 日付龍 第 号による地域総合整 備資金貸付決定通知書記載の 事業(以下「貸付対象事業」という。)
最 終 償 還 期 日	年 月 日
償 還 方 法	年 月 日を第1回とし、以降毎年 月 日 及び 月 日に各金 円を分割弁済のうえ、最終償 還期日に残額完済のこと。
利 率	無 利 子
特 記 事 項	

(裏面)

一 般 約 款

(資金の使用)

第1条 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。

2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その用途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(資金の交付)

第2条 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によつて行うものとする。

(債務の弁済)

第3条 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によつて行うものとする。

(償還期日が休日等に当たる場合の特例)

第4条 この契約による償還日が休日又は銀行休業日に当たる場合で、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

第5条 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人(以下「保証人」という。)をたてる。

2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きを取る。

(繰上償還)

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

- (1) 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

- (4) 乙が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
 - (5) 乙が支払を停止したとき又は乙に関して破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
 - (6) 乙が手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 乙が借入金の償還を怠つたとき。
 - (8) 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠つたとき。
 - (9) 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があつたとき又は競売の申立てがあつたとき。
 - (10) 乙が解散したとき。
 - (11) 保証人が第5号、第6号又は前3号に定める事由の一に該当したとき。
 - (12) 前各号のほか甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 2 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。
 - 3 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができる。

(遅延利息)

第7条 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14パーセントの割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

第8条 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によつて充当する。

(調査及び報告)

- 第9条 甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。
- 2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届け出た事項に変更があつたときは、乙は、直ちに書面により甲に届け出る。
 - 3 乙が前項の届出を怠つたため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が延

着した場合又は到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

- 4 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。
- 5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

第10条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

(費用の負担)

第11条 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

- 2 甲が権利保全のため乙に代わつて前項の費用を支払つた場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払つた日から年14パーセントの割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付に係る事務の委託)

第12条 甲は、この契約による貸付に係る支出事務、徴収事務等を財団法人地域総合整備財団に委託する。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

龍ヶ崎市長 殿

年 月 日

住 所
法人名
代表者名 印

地域総合整備資金貸付対象事業()事業)が完了いたしましたので報告いたします。

	事業完了時期	営業開始時期	新規雇用者増加数
当初予定	年 月 日	年 月 日	人
実績	年 月 日	年 月 日	人
備考			

(単位：百万円)

設備投資内訳	費用区分	当初予定額			支払ベース			実績額			備考
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			
貸付対象事業費	用地取得費A										
	小計 B										
その他	用地取得費										
	小計 C										
	総計 (B+C) D										

- (注) 1 「当初予定」は、申請時の設備投資及び資金調達計画書に基づき記入すること。
 2 「備考」欄は、「当初予定」と「実績」に差異がある場合に、その理由を記入すること。
 3 「資金調達」の内訳については、「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書②」に記入すること。
 4 本報告書は、事業完了後、事業の状況がわかる写真を添付の上、提出すること。

地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書②

(単位：百万円、%、年月日)

資金区分	当初予定額			実績 借入額 (借入日)	据置期間 (第1回償還期)			借入期間 (最終償還期)
	年度	年度	年度		年度	年度	年度	
地域総合整備資金 E				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
公的借入金計 F								
				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
				()				(年 月) (年 月)
民間借入金計 G								
協調融資計(F+G) H								
協調融資外の借入金計 I								
自己資金 J								
その他() K								
合計(E+H+I+J+K) L								
借入金計								
自己資金								
その他()								
合計 M								
総計(L+M) N								

(注) 同一借入先で複数の契約があるものは、契約ごとに別記すること。

様式第 1 号 (第 1 4 条関係)

様式第 2 号 (第 1 4 条関係)

様式第 3 号 (第 1 4 条関係)

様式第 4 号 (第 1 4 条関係)

様式第 5 号 (第 1 4 条関係)

様式第 6 号 (第 1 4 条関係)

様式第 7 号 (第 1 6 条関係)

様式第 8 号 (第 1 9 条関係)

様式第 9 号 (第 2 1 条関係)